

社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会、  
総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会  
建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ及び  
中央環境審議会地球環境部会住宅・建築物の脱炭素化に関する専門委員会  
合同会議（第7回）

令和3年11月24日

**【事務局】** 本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
私は、事務局を務めさせていただきます、国土交通省住宅局参事官付の〇〇でございます。  
よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、ウェブ会議による開催と  
しております。

委員の皆様は、原則としてカメラをオンにしたままでお願いいたします。また、マイク  
はミュートとしていただき、御発言の際にマイクをオンにさせていただきますようお願い  
いたします。

資料は、事前に電子データで委員の皆様にお送りさせていただいております。お手元に  
御用意ください。

また、本日はウェブで生中継しており、傍聴の方がおられますので、よろしくお願いいたします。

また、資料及び議事録につきましては、インターネット等において公開することとし、  
議事録は、委員に御確認をいただいた上で、委員のお名前を伏せた形で公開をさせてい  
たきます。あらかじめ御了承ください。

**【事務局】** 同じく事務局の国土交通省住宅局参事官付の〇〇です。それでは、開会に  
先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧でございますように、資料1-1、総合資源エネルギー調査会省  
エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会建築物エネルギー消費性能基準等  
ワーキング委員名簿です。資料1-2、社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築  
物エネルギー消費性能基準等小委員会委員名簿です。資料1-3、中央環境審議会地球環  
境部会住宅・建築物の脱炭素化に関する専門委員会委員名簿です。

資料2、①エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直し案、②建築物省エネ法に基づく誘導基準の見直し案に対するご意見。資料3、①都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定基準の見直しについて。資料4、②建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく誘導基準の見直しについて。資料5、③住宅性能表示制度におけるZEH水準を上回る等級案に対するご意見。資料6、③住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度におけるZEH水準を上回る等級について。あと、参考資料となっております。

なお、本日も11月4日と同様、3省合同会議、2省合同会議、国交省会議の連続開催となっております。資料2につきましては3省合同・2省合同の共通資料、資料3は3省合同会議の資料です。資料4以降につきましては2省合同会議、国交省会議の資料となりますので、参考とさせていただきます。

以上の資料をお配りしております。欠落等がございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

本日の委員の出欠状況を確認させていただきます。

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループの委員出欠状況ですが、〇〇委員におかれましては欠席の御連絡を受けております。その他の委員の皆様におかれましてはご出席をいただいております。また、オブザーバーの皆様におかれましても、6団体の皆様にご参加いただいております。

次に、社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の委員出欠状況ですが、〇〇委員におかれましては、遅れるとの御連絡を受けております。そのほかの委員の皆様には御出席をいただいております。また、オブザーバーの皆様におかれましては、7団体の方々に御参加いただいております。

次に、中央環境審議会地球環境部会住宅・建築物の脱炭素化に関する専門委員会の出欠状況です。兼任されています〇〇委員につきましては、ご紹介のとおりです。その他の委員の皆様におかれましてはご出席いただいております。

それでは、この後、議事のほうに入らせていただきますが、前回同様、〇〇委員長に議長をお願いしたいと思います。

それでは、議長、お願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席いただ

きまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから、総合資源エネルギー調査会の建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ、社会資本整備審議会の建築物エネルギー消費性能基準等小委員会、中央環境審議会の住宅・建築物の脱炭素化に関する専門委員会の第7回合同会議を開催させていただきます。

本日の議題は、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定基準の見直しについてでございます。皆様、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局より、資料2、①エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直し案、②建築物省エネ法に基づく誘導基準の見直し案に対するご意見、資料3、①都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定基準の見直しについてご説明をいただき、そこで質疑応答とさせていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

**【事務局】** 事務局より、資料2について説明いたします。

エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直しと、建築物省エネ法に基づく誘導基準の見直しに関しては、共通する部分が多々ございますので、併せてご意見を御紹介したいと思います。

1 ページ、省エネ性能の基準全般に関する主な意見についてです。誘導基準の強化につきましては、全体の方針については同意する。建材・設備のトップランナー制度と並んで、建築物省エネ法の誘導基準強化も必須です。

関係者の理解というところでは、基準の引上げについては供給側だけでなく、需要家・消費者等も含め社会的な理解を進める必要がある。理解がなければ、コスト面の懸念からエネルギー効率の向上やCO<sub>2</sub>排出量の削減が実現しない可能性もある。

建築主のメリットを建築主や国民全体に広報していくための基礎的なデータづくりに向けて、3省連携してほしい。

低炭素建築物の認定基準の達成目標の10%、20%の削減によって、どれくらいのCO<sub>2</sub>削減に寄与できることを期待して数値設定しているかということについて、解説やガイドを作ってほしいというご意見。

将来に向けたデータ収集では、基準引上げにより、地域によって設備機器の組合せが限定的となるといったこと、外皮性能をさらに上げるといったことが考えられる。今後の省エネ基準の段階的な引上げにも関わるため、地域別の適合率や設備機器の組合せについて

適宜データを取って分析したほうが良いというご意見でございました。

オブザーバー意見ですが、関係者の理解ということで、基準引上げに際しては、性能値だけでなく新築住宅の想定件数やエネルギー消費・CO<sub>2</sub>の削減量をデータとして説明するなど、一般の方に丁寧に説明していく必要があるといったご意見でございました。

その他、認定低炭素の所得税等の軽減など、ハードルが上がるのでインセンティブも上げてほしいといったご意見でございました。

2ページ、非住宅の基準に関する主な意見でございます。

委員意見としましては、非住宅建築物の外皮基準を存置すべき、設備は改修時に更新されるが、外皮は更新されることが難しい。

設備と意匠の設計両方で協力して省エネ建築をつくり上げる観点からも、建築本体の省エネ性能を外せないのではないかと。

用途によって達成が難しいものがあれば、用途別にPAL\*を残すなどの工夫ができないかといったご意見。

BEIの算定時にPAL\*も同時に算定されるので、計算の負荷は実質的にはかからないと思う。

温熱環境、実態とシミュレーションの乖離を少なくする観点からも外皮基準は大切。

複層ガラスを採用するなど、ガラスや断熱材の最低外皮仕様を設定するという方法もあるのではないかと。

省エネ基準だけでなく、建材トップランナー制度により外皮性能の底上げを図るという考え方もあるかもしれないといったご意見でございました。

オブザーバーの意見としては、非住宅建築物において外皮性能の向上の見える化は重要。モデル建物法の省エネ計算において容易に算出可能なU<sub>A</sub>値、η<sub>AC</sub>値を表示できるようにすると、実態把握に有効であるというようなご意見がございました。

3ページ、住宅の基準に関する主な意見でございます。

共同住宅の評価方法について、ペリメータゾーンが支配的な住宅においては、外皮基準は重要な指標であると。共同住宅で外皮性能を住棟評価してしまうと中住戸に引っ張られてしまうので、住戸評価とすべきというご意見でした。

オブザーバーのご意見としては、共同住宅の一次エネ評価を住棟全体で行うことは賛成です。

一方、外皮の基準につきましては単位住戸とのことで、マンションは戸建と異なり、R

C内断熱タイル張りが一般的で最上階妻側最不利住戸では達成が難しい。現行の評価では住戸間でやり取りされる熱が単に失われる評価になっており、低く評価されている。この先検証を検討してもらいたいといったご意見でございました。

続いて4ページ目、その他の基準に関する主な意見でございます。

委員のご意見としては、今後、太陽光発電を要件化することについて、今後建築物で普及すべき太陽光発電について、ZEHを促す具体的な見直しとなっているのでよい。

太陽光発電以外の再エネ促進という観点からは、太陽光発電について、積雪寒冷地は標準として展開しにく、屋根の構法の課題もあるため、地中熱や木質バイオマス等も考慮し、より多くの建築物に使えるように進めるべき。JISの整備についても積極的に進めるべきといったご意見でした。

蓄電設備の設置については、据置型でなくてもEVでも対応可能なようにしてはどうか。

EVの役割は極めて重要。住宅に据置型の蓄電池を設置して、定期点検がなされず危険な状態が放置される懸念がある。EVには車検制度があるので、安全面にも配慮できる。住宅の蓄電池の安全面にも配慮する必要がある。

電力システムの観点で、蓄電池の設置は悪いことではないが、日照に差がある場合ではただ貯めるだけではなく、足りないところに電気を戻してくれる機能を持った蓄電池が必要と考える。現時点では書き切れないが、目的を幅広く書いて、少しずつルールを改善できるようにしてほしい。

現行の8項目は、低炭素建築物の実現に対して重要な技術であることを示すメッセージとなるので、要件として引き続き維持されることは重要というご意見でございました。

オブザーバー意見としては、太陽光発電以外の再エネ促進ということで、日本の景観の中で太陽光発電を載せられない地域もある。ジオサーマル空調やバイオマス発電といったものについて、なるべく多く適用できるようにしてほしいといったご意見でございました。

続きまして資料3で、先ほどの意見を受けて、その修正案でございます。1ページ目をお願いします。

非住宅において求める省エネ性能というところでございます。下側の表にありますように、修正案のところでは一次エネ（BEI）の水準は用途によって0.6、0.7とした上で、外皮の性能につきましてはPAL\*を改正後も求めるというご提案でございます。

一方、上の枠の中の赤書きで書かせていただいておりますが、低炭素建築物の認定基準は誘導すべき基準であることから、外皮基準を存置するとし、なお、将来の建築物省エネ

法の省エネ基準（義務基準）を、今回改正する誘導的基準相当に引き上げる際には、現行の省エネ基準において外皮基準が要件化されていないことも踏まえ、外皮基準を要件化することを前提とせず、慎重に検討するという記載をさせていただいております。

2 ページ、住宅において求める省エネ性能につきましては、前回ご提案させていただいたとおり、Z E Hの一次エネ水準もしくは強化外皮基準を求めるというところで、前回提示させていただいたとおりでございます。

4 ページ、低炭素建築物に基づくその他の認定基準について、前回、一番上の（1）再生可能エネルギーを導入することを、ご提案をさせていただいております。ご意見を踏まえまして、従来を選択項目8項目に1つ追加をして、9項目目を追加しております。V 2 H充放電設備等の設置として、電気自動車に充放電、または、充電可能とする設備をという項目を追加して、新たにそういったものも選択項目として認められるという修正をしております。

5 ページ、共同住宅における評価単位の取扱いについては、前回御提案させていただいた評価単位の説明と全く同じでございます。ただ、上の枠の中の赤字、注釈で書かせていただいておりますように、今後共同住宅の外皮基準の評価に関しては、住戸間の熱損失の扱いについて検証を行うということを追記させていただいております。資料の説明につきましては、以上でございます。

**【議長】** ありがとうございます。

それでは、以上の説明内容につきまして、ご質問、ご意見を含めご発言をお願いしたいと思います。手挙げ機能を使っていただければと思います。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

**【〇〇委員】** ありがとうございます。ご意見を反映していただいていると拝見いたしました。それで、今の資料3の改正案の4ページを見ていて、少し意見というか質問ですけれども、再生可能エネルギーを導入することと、冒頭、第1の（1）にありますけれども、ここで創エネというような言い方も住宅の中で出てまいります。再生可能エネルギーの定義を明確にさせていただけるといいと思いました。

いろいろなルールがあると思いますけれども、太陽光、風力、水力、地熱、太陽の熱、あと害もありますけれども、大気中の熱というものもあるところでは評価対象となっていたりするので、そういったものが明確に入るのか入らないのかとか、Z E Hの定義では創エネではないのだけれども、Z E Hスタートの縦軸にコジェネが入っているとか、そういつ

たこともありますので、その辺りをこの資料でないかもしれませんが、どこかで明示していただけるとよいと思います。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。 それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 前回の意見、今回の改正案に反映していただきまして、誠にありがとうございます。最大の懸念点であった外皮基準の、BEI、PAL\*のところ、これは引き続き建築にとっては非常に重要なこと、つまり実質的な省エネ、CO<sub>2</sub>排出削減というところでも非常に重要だと思っていますので、結果としてよかったと思います。

それから、今お聞きしていて気になった点が二、三あるのですが、例えば資料3です。今の外皮基準に関係しますけれども、これが将来どういう扱いになるかです。資料3の1ページの上の囲みの赤い文字の文章ですけれども、「外皮基準を存置する」と、そこまでいいのではないかと思うのです。なお書き以降は、これはどういう形でどういう記録として残るかによりますけれども、将来の省エネ基準検討の手足を縛ることになるので、その時点で自由で適切な判断をできればいいわけで、その足かせにならないように、このなお以下はここであえて書く必要はないのではないかと思います。

EVのほうもありがとうございます。説明の中でEVと言っておりましたけれども、EVの定義はご存じのとおり、電気自動車、電動車という定義もございますので、ここでは充電するという事ですから、ハイブリッドは含みませんが、プラグイン・ハイブリッド(PHV)も同様の効果が得られることになるので、そういう充電できる電動車という意味でEV、PHVが念頭にあるということを確認したいと思います。

最後ですけれども、ヒートアイランド対策のところでも前回申し上げたのですが、建築の寿命の中で本当にその技術が効果を発揮するか、効果の実効性ということに関して、やや首を傾げたくなる技術もたくさんございますので、そういう意味で前回も、例えばCASBEEのヒートアイランドとか、あるいはヒートアイランド学会が認めたものとか、そういったものを、これは解説書等でもいいかもしれませんが、明示していただくことで、設計側あるいは行政側、両方の負担が減って、よりよい誘導になるのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

【議長】 ありがとうございます。

それでは〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】

E Vについて、若干背景も含めてコメントし、意見を述べさせていただきます。日本ではF I T制度の下で、国民の年間3兆円水準の負担の下で、再エネ電気が通常の電気の中に含まれているという状況になっています。現在、九州エリアで実施されている再エネ電気を使用し切れない出力制御という運用は、今後の再エネの導入拡大に伴って、全国に広がるということが予想されておりまして、このエリア全体で余剰しがちな再エネ電気の最大活用は喫緊の課題と考えております。

自動車の電化、すなわちE V利用に不可欠な戸建て、さらには集合住宅、さらには勤務地充電を可能とするようなものを含めて業務用建物における充電設備の設置促進というものは、モビリティの省エネルギーに加え、再エネ活用への重要な施策となると思います。海外では、電力の需給に合わせて、例えば市場価格に連動してE V充電を行うというようなことが実際に行われて、再エネ電気を最大活用する取組が行われております。このような状況において、前回コメントさせていただいて、今回修正案を御提示いただきました。事務局、どうもありがとうございました。

以上の状況で私からの質問は、今回の修正で、最も安価で普及が期待されますバッテリーやルーフトップP Vを前提としない普通の電気、F I T電気が含まれている普通の電気ですら充電する一番安価なコンセントの設置、充電コンセントの設置というものが対象となったという理解でよろしいでしょうか。もし制約があるとすれば何か、具体的に御説明をいただけないかということでございます。よろしく申し上げます。

**【議長】** ありがとうございます。

それでは、先に〇〇委員、お願いできればと思います。

**【〇〇委員】** 資料2の1ページの前回の委員意見の中で、若干補足させていただきたいことがございます。

2番目、関係者の理解の中で、3省連携してほしいということで、これは国交省、経産省、環境省の3省だと思うのですが、健康面とかウェルネスの観点を所管するのは厚生労働省でありますし、昨年度ですか、国交省と厚労省が相互両省監修で、省エネのパフレットに健康面の便益のパフレットが作られたのですが、そういう意味では3省に加えて、多分今回最も関連の深いのは厚労省ですので、厚労省もうまく連携して国民の理解を得ていく、そういうところをぜひ忘れないでいただきたいというお願いでございます。

以上です。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇様、お願いいたします。不動産協会の〇〇様、よろしいでしょうか。

【〇〇オブザーバー】

資料3の4ページ目の、認定基準の新しい改正案についてなんですが、(1)の再生可能エネルギーを導入することとなっています。住宅の共同の部分と非住宅の部分については、導入することという記載がありますが、容量等の話とか、細かい部分の記載がないのですが、この辺については、今後検討を進めることになるのでしょうか。また、具体的なものは示されるのでしょうか。

我々の業界では、結構太陽光パネルが大前提になるのかなと考えておりますけれども、そうした場合、都市部においては日影の問題であるとか、将来的に建物が、いろいろ更新が進んだときに条件が変わってしまう問題であるとか、いろいろなことが考えられると思います。その辺についても今後検討の中に入れていただければと感じております。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

オブザーバーの〇〇様、お願いいたします。

【〇〇オブザーバー】 いろいろと意見も取り入れていただきながらまとめていただき、ありがとうございます。

今回の資料3の4ページ目の認定のところですけども、ほかの方の意見にもありましたけれども、一般の方の理解を深めていくというところで、やはり今までやってきたことによってどういう効果があったのかというような情報も必要ではないかなと思います。

そういった場合に、今回この低炭素建築物、これの認定を始めた頃というのが多分大分前だったと思うのですけれども、その際にここで項目を挙げています節水ですとか、それからHEMSの利用、こういったものが実際にどのぐらい低炭素に寄与したのかということ、そういったことの情報もぜひ集めていただきたいと思います。

我々住宅の設計をやっていると、HEMSも初めの頃は使うけども、その後、使わなくなってしまうというような状況がかなり見受けられるものですから、これが一体本当に役に立っているのかという疑問を持っている方が多いと思います。

また、環境部会で意見が出たのは、ヒートアイランドのところですけども、例えば反射率の高い舗装材を使った場合、これが本当にいいのかと。ほかの植物に例えば悪い影響を与えたりとか、目にまぶしいとか、そういったことはないのかとか、そういった意見も

出ております。ですので、今後この辺りはさらにブラッシュアップしていくというか、見直しをしていただきたいと思いますと考えます。ありがとうございます。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇様、よろしいでしょうか。

【〇〇オブザーバー】 資料2の3ページのところですけれども、認定基準、誘導基準の外皮基準BPIを存置していただきまして、ありがとうございます。さらに将来に対しての、〇〇委員のご意見に賛成いたします。

2つ目に、資料3の5ページ、今後、共同住宅の外皮基準の評価に関して、住戸間の熱損失の扱いについて検証を行うという付記に感謝いたします。

3つ目、資料2の2ページ、外皮性能の見える化は重要、 $U_A$ 値や $\eta$ 値を非住宅において表示すると実態把握に有効という意見を記載いただきましたけれども、今後の検証あるいは検討方法について、できればお伺いしたいと思います。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

現在、手が挙がっているのはここまでですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、幾つか質問がございましたので、よろしければ事務局からお願いいたします。

【事務局】 事務局を務めております、住宅局の〇〇です。いただいたご意見についてコメントさせていただきます。

まず、〇〇委員からいただきました、創エネのところの定義をしっかりと定めるべきではないかというところにつきましては、太陽光に限らず、できる限り幅広く対応できるように検討していきたいと考えています。

続いて、〇〇委員からいただきました、資料3のなお書き以降のところについて、不要ではないかということでございましたけれども、これまでの議論の中で、今回決めた誘導基準については将来の義務基準とすることも念頭に置きつつというような議論もありましたので、事務局としては、誘導基準がそのまま何の検討もなく義務基準にスライドするのではなくて、その時点での状況を踏まえて慎重に検討するということについて、資料に記載のとおり書かせていただければと考えています。

続いて、EVの関係についてですけれども、EV、PHVを念頭でよいかということでございました。EV、PHVを念頭とするということで結構かと思いますが、もしこの点に関してエネ庁より何かコメントがあれば、お願いしたいと思います。

また、〇〇委員から、ヒートアイランドについて、どのようなものが対象となるか明確に示す必要があるのではないかとございましたので、今後、具体の運用をしていく中で検討させていただければと思います。

続いて、〇〇委員から、同じくEVのことに、コンセントの設置が対象になったということでもよろしいかというご質問がございました。こちらについてもそれで構わないと考えてございますが、エネ庁より、現在のEVの運用を踏まえて、何かコメントがあればお願いしたいと思います。

続いて、〇〇委員から、資料にある3省の連携という点に関して、厚労省も加えた中でしっかりと取組をとるということでございました。省エネ住宅と健康の関係につきましては、現在も、厚労省とも連携して取り組んでおり、引き続き厚労省とも連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

続いて、〇〇オブザーバーから、再エネの導入に関して、共同住宅や非住宅についてはなかなか設置実績も少なくて厳しい面もあるというご指摘がございました。ここに書かせていただいているとおり、少しでも設置していただくという方向で取組をさせていただければと考えています。戸建における50%のように決めるには、少しでも設置していただくというところで取組をさせていただければと考えているところでございます。

続きまして〇〇オブザーバーからご指摘がありました。まず、これまでの認定実績についてどうかということでもございましたけれども、これまでの認定においては、1番の節水、6番の劣化対策、7番の木造といった項目について、多く選択をされているところでございます。いただいたそのHEMSの効果については、もし何かあればエネ庁よりコメントをいただければと思います。

続いて、反射率の高い塗装についてもコメントをいただきました。今後の課題として承らせていただければと思います。

最後、〇〇オブザーバーより、今後の外皮の見える化に関して、どのように進めていくのかということでもございました。おそらく、モデル建物法におけるWEBプロの出力の仕方のことをおっしゃっていただいているのではないかとと思いますが、まず、実務的に可能かどうかということを確認させていただいた上で、出力するとなった場合に、モデル建物によるものであるということをごどのように表現するかという点についても検討させていただいた上で、対応していきたいと考えてございます。

事務局からのコメントは以上です。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、エネ庁のほうからお願いいたします。

【事務局】 資源エネルギー庁省エネルギー課長の〇〇でございます。

まず、EVにPHVは含まれるかということでございますが、ここでは充電設備ということの規定しておりまして、EVもPHVも共通の充電のフォーマットに基づいて充電をするので、EVであるかPHVであるかというのは特に区別を充電側のほうではしないことから、そういった意味ではPHVも含まれるというのが我々の理解でございます。

それから、PVとコンセントの件ですが、事務局から説明のあったとおりであると思っております。一つの要件として、充電可能設備を含むという形にしておりますので、PVからEVの電気を充電が可能になるという理解をしております。ただし、ここで挙がっているのは要件のうちの一つということでございますので、建築主の選択によってはほかの要件が選ばれるということもありますが、要件の中の一つとして含まれていることについては間違いないと思っております。

また、HEMSの効果としては、我々は10%と置いておりますけれども、実際には多様なHEMSが今後とも出てくると思いますので、どのようなデータ把握の方法が可能なかということは引き続き考えていきたいと思っております。一方で、実績のデータとしてHEMSだけを取り出した効果というのは、我々も把握していないところでございます。

それから、〇〇委員から御指摘のあった再エネの定義の件でございます。事例として空気熱も挙げられ、事務局からは、ここではできる限り幅広に対応出来るようにということでお答えいただきましたが、この内容については、場合によってはもう少し明確にしたほうが良いのかもしれないかもしれません。

空気熱ということになりますと、エアコン本体の効率の向上とダブルカウントになってしまうため、そういったものは含まれないのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございました。事務局から何かございますか。よろしいですか。

委員の皆様、オブザーバーの皆様、今の御回答について何かご意見があれば、お願いをしたいと思います。

〇〇委員、いかがでしょうか。

【〇〇委員】 ありがとうございます。先ほどのなお書き以下の話ですけれども、先ほ

どの事務局のご説明によれば、既に誘導水準、徐々に義務基準にしていくという前提があるから、必ずしもそのままその上に乗せたわけではなくて、自由な判断をするためのコメントだということでしたが、逆のほうに振れないようにご配慮いただきたいと思います。

それから、このご意見を伺っていて気になったのは、特にP Vなり充電設備なり、そのときの容量の話で、少しでも普及促進をしていくためにという大きな趣旨は結構ですけれども、実はほかの省庁のデータを見ていると、P V利用という中に街灯みたいに非常に小さな容量のもの、10ワットに満たないとか、そんなものも含まれていたんで、容量の下限値などはどこかで設定が要るのではないかと思います。庭につける足下灯とか、そういったところも含めるということは意図されていないと思うので、住宅・建築の設備という意味で、一定の足かせが要るのではないかと思います。

以上です。

**【議長】** ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

**【〇〇委員】** ありがとうございます。今までのご説明、補足説明が必要な基準を入れるということでは、今後、建て主、あるいは実際に建築をする業者の皆様がしっかりこの新しい誘導基準を理解して普及をさせていくことが重要だと思います。そして、これは将来的には義務化の可能性もある誘導基準ということで、様々な利用方法があることを示すと意味でも効等についてデータでの検証も必要だと思います。

また、今、ご指摘があったように少しでも設置していただく方向で幅広に考えるという趣旨は大変結構です。他方、建物分野、すなわち家庭や業務用分野の省エネルギー効果への期待は非常に大きいため、項目が採用されればいいというだけではなく、それがしっかりと普及・浸透して、実際に省エネルギーの効果が生まれることが重要です。入れればよいというところにとどまらない工夫が今後必要だと思いますので、広報あるいは支援といったところにも目配りをしていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

**【議長】** ありがとうございます。

それでは、〇〇オブザーバー、お願いいたします。

**【〇〇オブザーバー】** 恐れ入ります。〇〇委員のほうから再エネの定義についてコメントがございまして、先ほど事務局から御説明を頂戴しました。再エネ源につきましては法律上、ご案内のとおり、ご承知のとおりですけれども、エネルギー供給構造高度化法

の施行令に記されているものが法律上定義されているものと理解しておりますが、また例えば大気熱につきましても、先ほどエアコンについてはというコメントを頂戴しましたがけれども、太陽熱利用と大気熱利用、同じような使い方をしているものもございます。ぜひとも再エネ源についての大気熱の部分について、深くかつ幅広くご検討いただければと思います。

以上でございます。

**【議長】** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ予定の時間となりますけれども、先ほどの1ページの外皮基準のところ、なお書き以下がちょっと否定的に見えたという文言もありますので、この辺り、もし委員長一任いただければ、事務局のほうで調整させていただきたいと思っておりますけれども、全体的に私に一任していただければよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(「異存ありません」の声あり)

**【議長】** それでは、ほかにご意見ないようですので、議事はここまでとさせていただきます。本件委員長一任ということで今後は進めさせていただきたいと思えます。

ほかに、事務局から連絡事項等ありましたら、よろしく願いいたします。

**【事務局】** 今後の予定といたしましては、ただいまご議論いただきました内容を踏まえまして、パブリックコメントを実施し、1月頃に社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会への報告を行い、3月頃の公布を予定しております。また、施行の時期につきましては、令和4年秋頃を目標として具体化を進めたいと考えております。

なお、この後、直ちに2省合同会議を開催いたしますので、中央環境審議会の住宅・建築物の脱炭素化に関する専門委員会の皆様はご退室をいただきまして、総合資源エネルギー調査会の建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ、社会資本整備審議会の建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の委員の皆様におかれましては、引き続き参加をいただきますよう、よろしく願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上です。

**【議長】** 本日はお忙しい中、ご審議をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、3省合同会議を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

— 了 —